福山市条例の制定・改正について

1 条例の制定について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 25 年法律第 44 号)」による介護保険法の一部改正により、次の条例を定めました。いずれも、国が示している基準省令と同様の取扱いとするものです。 ※平成 26 年 9 月 24 日公布、平成 27 年 4 月 1 日施行

- (1) 福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成26年条例第95号)
- (2)福山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26 年条例第96号)

2 条例の改正について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)」による介護保険法の一部改正及び「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)」による介護保険法施行規則その他厚生労働省令の一部改正により、次の条例を改正する予定です。いずれも、国が示している基準省令と同様の取扱いとするものです。

※平成27年3月下旬公布、平成27年4月1日施行予定

- (1) 福山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第46号)
- (2) 福山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を 定める条例(平成24年条例第47号)
- (3) 福山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第49号)
- (4)福山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成24年条例第51号)
- (5) 福山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に 関する基準等を定める条例(平成24年条例第52号)
- (6) 福山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (平成26年条例第95号)
- (7)福山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 26年条例第96号)

【主な改正点(条例規定事項/平成27年4月1日変更分)】

訪問介護	・介護予防・生活支援サービス事業(介護予防訪問介護相当サービス)
	と一体的に運営されている場合は、人員・設備も一体的に取扱う。
	・常勤のサービス提供責任者が 3 人以上であって、サービス提供責任者
	の業務に主として従事する者が 1 人以上配置されている事業所につい
	て、業務が効率的に行われている場合、サービス提供責任者を利用者
	数 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。
	・介護予防・生活支援サービス事業への移行により、介護予防サービス
	を廃止する。(経過措置あり。その取扱いは条例改正後の訪問介護と同
	様とする。)
訪問看護	・基本方針に「生活機能の維持又は向上を目指すこと」を規定するため、
	その視点を勘案してサービスを実施する。
訪問リハ・	・基本方針に「生活機能の維持又は向上を目指すこと」を規定するため、
通所リハ	その視点を勘案してサービスを実施する。
	・本人・家族・専門職等による情報共有・適切なサービスのために「リ
	ハビリテーション会議」の実施を規定する。
	・訪問リハ・通所リハが同一事業所の場合、会議等を通じて情報共有し、
	整合性の取れた内容となるなら、リハ計画・リハに関する利用者等の
	同意書・サービス提供状況の診療記録への記載等の取組みは一体的に
	行うことができる。
通所介護	・介護予防・生活支援サービス事業(介護予防通所介護相当サービス)
	と一体的に運営されている場合は、人員・設備も一体的に取扱う。
	・基本方針に「生活機能の維持又は向上を目指すこと」を規定するため、
	その視点を勘案してサービスを実施する。
	・夜間・深夜に介護保険以外のサービスを実施する場合は、市への事前
	届出を義務付ける。
	・夜間・深夜に介護保険以外のサービスを実施している際に発生した事
	故について、介護サービス同様、必要な措置を講じることと処置の記
	録を残すことを義務付ける。
	・介護予防・生活支援サービス事業への移行により、介護予防サービス
	を廃止する。(経過措置あり。その取扱いは条例改正後の通所介護と同
	様とする。)
短期入所	・利用者状況・家族の事情等により、居宅介護支援専門員が、緊急的に
生活介護	サービス利用が必要と認めた者に対し、ケアプランに位置付けのない
	サービスを提供する場合において、処遇に支障がないときは、一時的
	に静養室における短期入所生活介護の提供を認める。

特定施設	・養護老人ホームが一般型特定施設の指定を受けることを可能とする。
10 AL NEIX	・看護職員又は介護職員は、「常勤換算方法で「要介護利用者数」と「要
	支援利用者数の 10 分の 3」の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1
	以上」とする。(一般型)
	・有料老人ホームである指定特定施設において、法定代理受領サービス
	を受けるための利用者の同意に関する要件を廃止する。
 福祉用具	・福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上に係る取組みを努力義務と
貸与	して規定する。
^{貝子} 認知デイ	・基本方針に「生活機能の維持又は向上を目指すこと」を規定するため、
認知アイ	
	その視点を勘案してサービスを実施する。
	・夜間・深夜に介護保険以外のサービスを実施する場合は、市への事前
	届出を義務付ける。
	・夜間・深夜に介護保険以外のサービスを実施している際に発生した事
	故について、介護サービス同様、必要な措置を講じることと処置の記
	録を残すことを義務付ける。
	・共用型として認知症対応型共同生活介護事業所においてサービス提供
45 x	する場合は、利用定員をユニット毎に1日あたり3人以下とする。
定期巡回•	・夜間から早朝まで(午後6時から午前8時まで)の間にオペレーター
随時対応	として充てることができる施設・事業所の範囲として,同一敷地内又
型訪問	<u>は隣接する</u> 施設・事業所を追加する。
介護看護	
小規模	・看護職員が兼務可能な施設・事業所の範囲として,同一敷地内 <u>又は隣</u>
多機能	接する施設・事業所、また、その種別として介護老人福祉施設・介護 ・
	老人保健施設等を追加する。
	・登録者数は最大 29 人,通い人数は最大 18 人に定員拡大する。(サテラ
	イトは変更なし。)
複合型	・訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組合せによる複合型サービスの
サービス	名称を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。
	・登録者数は最大 29 人,通い人数は最大 18 人に定員拡大する。(サテラ
	イトは変更なし。)
居宅介護	・サービス提供事業所からサービス計画の提出を求めることとする。
支援/	・市が実施する地域支援事業の効果的な実施のために関係者等によって
介護予防	開催される会議(地域ケア会議)において、情報・意見提供等の求め
支援	がある際に協力することを努力義務として規定する。

- ※上記内容については、介護予防も同様の取扱いとなります。
- ※必ず実施事業の基準要件は確認してください。

3 国が発出する解釈通知について

福山市が定める条例の内容に関する取扱いは、国が発出する解釈通知に準じます。 【主な変更点 (解釈通知記載事項/平成27年4月1日変更分)】

訪問介護	・サービス提供責任者の業務に主として従事する者とは、訪問介護員と
	して行ったサービス提供時間が1月あたり30時間以内の者。
	・業務が効率的に行われているとは、訪問介護計画の作成や訪問介護員
	の勤務調整等のサービス提供責任者が行う業務について、省力・効率
	化や、利用者に関する情報を職員間で円滑に共有するため、ソフトウ
	ェア等の活用等の業務の効率が図られていることをいう。
通所介護	・生活相談員の専従要件を緩和し、サービス担当者会議や地域ケア会議
	等への出席が可能となるようにする。
	・看護職員について、病院・診療所・訪問看護ステーションとの連携に
	より看護職員が営業日ごとに健康状態の確認し,かつ,提供時間帯を
	通じて連携が図られている場合は、人員配置基準を満たすものとする。
短期入所	・静養室での対応は、緊急的な取扱いのため原則 7 日を限度とし、利用
生活介護	定員が 40 人未満までは 1 人,40 人以上は 2 人までの受入れを認める。
定期巡回•	・事業所が実施した自己評価を、公正・中立的な第三者が参加する介護・
随時対応	医療連携推進会議においてチェック・公表し、客観的な評価を受ける。
型訪問	
介護看護	
小規模	・事業所が実施した自己評価を、公正・中立的な第三者が参加する運営
多機能	推進会議においてチェック・公表し、客観的な評価を受ける。(<u>看護小</u>
	<u>規模多機能型居宅介護も同様</u>)
	・小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が介護
	予防・生活支援サービス事業を行う場合、利用者処遇に支障がない前
	提で、小規模管理者が当該事業の職務との兼務を可能とするとともに、
	設備(居間及び食堂を除く)について、当該事業との共用を認める。
介護老人	・看護・介護職員は原則、介護老人保健施設に常勤専従であるが、当該
保健施設	施設に併設するサービスの職務に従事する場合については、介護老人
	保健施設の看護・介護職員の一部に非常勤職員を充てることができる。

※<mark>平成27年3月3日時点での情報です</mark>。必ず、正式な通知内容もご確認ください。

4 条例等データ掲載場所(ホームページ)

福山市ホームページ→担当部署でさがす→「保健福祉局/介護保険課」

→「居宅サービス事業者等の指定基準等に関する条例について」